

平成27年第5回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

平成27年10月27日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	熊澤芳潔君	2番	榊原深雪君
3番	多治見亮一君	4番	木村明雄君
5番	川上初太郎君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	高道洋子君
9番	高橋健一君	10番	星孝道君
11番	高橋秀樹君	12番	井脇昌美君
13番	吉田敏男君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 安久津勝彦君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	櫻井光雄君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定< P 4 >
- 日程第 3 行政報告(町長) < P 4 ~ P 7 >
- 日程第 4 報告第 1 9 号 専決処分の報告について(町民センター緑地公園パークゴルフ場事故に対する損害賠償の額を定めることについて)
< P 7 >
- 日程第 5 報告第 2 0 号 専決処分の報告について〔平成 2 7 年度足寄町一般会計補正予算(第 8 号)〕< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 6 報告承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 2 7 年度足寄町一般会計補正予算(第 9 号)〕< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 7 議案第 1 1 1 号 足寄町携帯電話基地局整備工事請負契約について< P 9 ~ P 1 0 >
- 日程第 8 議案第 1 1 2 号 足寄町携帯電話基地局電気通信設備購入売買契約について< P 1 0 ~ P 1 1 >
- 日程第 9 議案第 1 1 3 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例< P 1 1 ~ P 1 2 >
- 日程第 1 0 議案第 1 1 4 号 平成 2 7 年度足寄町一般会計補正予算(第 1 0 号)< P 1 2 ~ P 1 3 >
- 日程第 1 1 議案第 1 1 5 号 平成 2 7 年度足寄町上水道事業会計補正予算(第 2 号)< P 1 3 ~ P 1 4 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成27年第5回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

町長安久津勝彦君から招集の御挨拶がございます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第5回臨時会招集に際しての御挨拶を一言申し上げます。

9月定例会以降、さまざまな取組を進めてきているところでありますけれども、若干、報告も兼ねてお話をさせていただきたいというふうに思います。

10月1日からは、足寄高校の存続をかけた、あるいは魅力づくりの一環として、公設民営塾を開校することができました。

引き続き、足寄高校存続につなげるべく最大限の努力をしてみたいというふうに思っております。

また、10月2日の日には、足寄町の最大の応援団であります、札幌足寄会が札幌で開催をされました。

ことしは、札幌の足寄会につきましては、出席者も多くて現地の方だけで60名の参加をいただいたということで盛大に開催することができました。

また、10月17日の日には、東京足寄会も開催をされました。

こちらのほうは、例年よりも若干出席者が少なく、四十数名の出席でありました。

しかし、内容的には非常に私ども足寄町の近況の報告あるいは参加者からいろいろな御提言等々もいただきまして、内容的には非常に充実した内容であったというふうに思っております。

また、10月2日、さらには次の週の2週連続で大変低気圧あるいは台風の影響によります大風が吹きまして、後ほど、行政報告の

中でも被害状況を報告をさせていただきますけれども、かつて経験したことのないような強風に見舞われまして、強風災害があったということでございます。

後ほど、行政報告で報告をさせていただきます。

また、全体的に農業関係でありますけれども、ことしは足寄町にとっては大豊作という気象で終われるだろうという報告を受けています。

ただ、そういう中であって、やはり一番、この間も申し上げてきたわけでありまして、TPPの大枠合意がされたということで、今後このことがどのような形になっていくのか、対策を含めて、どのような形になっていくのか。今現在も、正確な情報開示というのは私どもの町にも届いていません。

今、札幌地区あるいは近々十勝、釧路あるいは旭川で農水のほうで説明会を開かれるという情報は来てはいますけれども、事細かな合意の内容等々を含めて、私どものほうに対しての詳細の情報開示はまだされていないということでございますから、引き続き、また情報の収集あるいは対策、こういったような対策が必要なのかということも含めて、しっかりとした対応をしてみたいというふうに考えております。

本日、予定してあります案件でございますけれども、この後、議長のお許しをいただいた後に行政報告を3件、それから報告案件といたしまして専決処分の関係が2件、それから報告承認案件ということで、これも専決処分にかかわる報告、あるいは承認をいただく件が1件でございます。

それと、議案といたしましては、5件を予定しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。招集に際しての御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり

です。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、9番高橋健一君、10番星孝道君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本日開催されました第5回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けた後、報告第19号と報告第20号の報告を受けます。

次に、報告承認第5号と、議案第111号から議案第115号までを即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期の決定

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、3件の行政報告を申し上げます。

まず、ふるさと雇用再生特別対策推進事業についての件でございます。

第3回定例町議会において行政報告をさせていただきました、ふるさと雇用再生特別対策推進事業につきましては、同定例会において補正予算の議決をいただき、一定の整理ができましたので、この事業にかかわる不適切な事務処理に関係した職員について、厳重注意とする処置をとりましたので御報告を申し上げます。

また、私といたしましても、補助金返還という重大な事案を発生させた責任を重く受けとめ、本議会に私の給料の1カ月間、10分の2の減額の条例提案をさせていただいております。

本事業に関する極めて不適切な事務処理について、重ねて深くおわびするとともに、今後は補助事業にかかわる事務取扱について法令遵守に努め、二度と不手際が発生しないよう指導してまいる所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

大変申しわけございませんでした。

次に、10月8日から9日にかけての台風第23号の接近による強風への対応等についてでございます。

10月8日から9日にかけての台風第23号の接近による強風への対応等について御報告を申し上げます。

大型の台風第23号は、7日に日本の東を北上しながら超大型となり、8日昼12時には温帯低気圧に変わって根室の南東海上から9日にかけてゆっくり千島近海に進みました。

このため、十勝地方では8日から9日にかけて北のち、北西の強風と、まとまった雨が継続して降りました。

風速を計測する観測所が町内には町民センター前の足寄観測所しかありませんが、この観測所において10分間の平均風速の最大値である最大風速は、8日午前9時35分の北北東の風、毎秒10.5メートルを記録し、3秒間の平均風速の最大値である最大瞬間風速は、8日、午前11時20分に北北西の風、毎秒28.8メートルと、2008年12月の統計開始以来、第1位の記録を更新をいたしました。

足寄、柏倉、上螺湾の3観測所の雨量は、8日明け方から夜の初めごろまでの累計雨量が20ミリから33ミリ、1時間雨量も上螺湾観測所の午前5時40分から1時間で6.5ミリが最大で、道路決壊や道路冠水等が生ずる雨量ではありませんでしたが、強風による建物の損壊、倒木などによる停電の発生、町道や道道の通行止めなどの被害が発生いたしました。

町の対応であります。前日の7日午後15時、気象庁が発表した暴風と大雨に警戒が必要との情報を受け、8日早朝から運行するスクールバス、僻地患者輸送車及び集乳車の運行路線の安全確保と倒木等が発生した際に迅速な対応がとれるよう建設課により4班体制で8日明け方から主要町道等のパトロールを行い、倒木の除去や通行規制処理を行いました。

8日、午前9時過ぎに、下愛冠児童館、旧上利別中学校、農業研修センター等の町有施設の屋根が破損し、役場や消防に「住宅や物置、倉庫等の屋根やトタンが飛んだ」「倒木が道路をふさぎ車が通れない」「倒木が電線にかかって危険だ」等の電話が入り、消防、建設課、経済課、福祉課職員を中心に、通報のあった箇所とその周辺の安全確保と障害物除去、周辺道路の通行規制、被害に遭われた住民のお世話や北電等への情報提供を行いました。

強風で家屋損壊の危険があったため、茂喜登牛の御夫婦が柏倉集落センターに自主避難され、役場から寝具や食糧を運んで一夜を過ごしていただき、また、屋根が飛んで自宅での生活が困難になった市街地の独居高齢者にとっては、高齢者等複合施設の生活支援長屋を一時避難所として利用していただく等の対応をいたしました。

町道にあつては、倒木や老朽家屋の屋根トタンが飛散して通行人がけがをする危険があった南2条通ほか4路線について安全確保のための通行規制を行いました。

道道にあつては、帯広建設管理部足寄出張所からの通報を受け、道道本別留辺藻線、道道北見白糠線、道道清水谷足寄線の通行止め情報を防災無線により数回にわたり全町にお知らせをしましたが、9日昼過ぎまでに通行止めが解除となりました。

また、強風や停電等のため、螺湾小学校、芽登小学校及び大誉地小学校は午後の授業を休校とし、下愛冠児童館も閉館としました。

停電に関しましては、北電から8日、午前9時前に白糸、茂喜登牛及び喜登牛方面の停電、午前9時42分に愛冠、上利別及び大誉地方面の停電、昼12時41分に中足寄、螺湾、上足寄及び茂足寄方面の停電との通報を受け、随時停電エリアの特定と復旧見込み等について情報収集を行いました。

北電からの情報によると、非常に多くの地区で倒木の送電線への接触や断線が発生しており、1地区で複数の断線等が生じていると考えられ、停電エリアと断線箇所等の特定と復旧までに相当の時間がかかるとの回答があり、ピーク時には足寄町内で300を超える世帯の停電が発生したものと考えられます。

このような状況から、多くの地区で停電が発生しており、復旧の見込みが立たない状況であり、さらに停電地域がふえる可能性があることや不要な外出は避けて家の周りの風に飛ばされそうな物の取り込み、一晩中停電が継続しても過ごせるような準備等について、防災無線により全町に注意喚起のお知らせを

しました。

なお、停電は白糸、茂喜登牛及び喜登牛方面は、9日、深夜0時39分、愛冠、上利別及び大誉地方面は午前5時10分、中足寄、螺湾、上足寄及び茂足寄方面は午前5時57分に完全復旧しました。

また、強風により屋根等に被害があった住宅への支援策として、補修工事を町内業者に依頼する場合、過去に住環境等整備補助制度による補助を受けた住宅であっても、過去の補助額は累積せず、別枠で補助額を算出することとし、20万円までの工事額は2分の1を補助し、20万円を超える額に対しては8分の1を加算する旨、防災無線と町内建設業者等への文書による周知を行い、さらに足寄町災害見舞金交付要綱に基づき住宅が半壊した世帯への見舞金支給を予定しております。

停電により搾乳作業ができないことによる乳房炎や乳量減が発生する心配があったことから、JAあしよろとその対応を検討し、停電復旧後の速やかな搾乳と集乳作業を早めたことで、乳牛への大きな影響や廃棄牛乳は発生していないとの報告を受けております。

また、螺湾地区簡易水道、上足寄地区営農用水道、大誉地簡易水道、大誉地地区飲雑用水及び西足寄地区専用水道の各施設が停電したことから、建設課上下水道室職員が各施設に急行し、発電機による給電を開始して水道供給を維持しました。

9日以降の建設課、経済課、総務課及び教育委員会職員を中心に道路や公共施設、町が保有する地デジ有線共聴や携帯電話の光ケーブル等のパトロールを実施した結果やJA足寄からの報告等を含めた被害状況の集計結果は、住宅の半壊2戸、一部損壊18戸、公共施設の一部破損が20カ所、農業施設にあつてはビニールハウス、牛舎、乾燥庫、格納庫等で全壊15カ所、半壊19カ所、一部破損140カ所、物置車庫等の損壊が15カ所となっております。

町道等の生活路線のほとんどは建設課の直営作業により8日中に障害物の除去や安全確

保を図り、林道等にあつても経済課の直営作業により倒木除去等を行いました。町の建設機械等では対応できなかった公営住宅、下愛冠児童館、農業研修センター及び旧上利別中学校の屋根、消防庁舎屋上損壊の被害拡大を防ぐための応急工事費や早急な復旧が必要な建物の工事費等の予算措置については専決処分により対応させていただきました。

今回の強風による被害額であります。倒木等の除去作業のほとんどを直営で行っており、直営での対応が困難な応急復旧作業等にあつては、既定予算での対応と補正予算の専決処分、さらに追加補正予算により対応する予定をしており、専決処分による補正額1,436万6,000円、追加補正として映画旅立ちロケセット屋根補修、公営住宅や教員住宅の物置・車庫の更新費用等として計上している補正額329万1,000円を含めた、10月21日現在の積算可能な被害額の総額はおよそ2,000万円となっております。

強風による建物倒壊や倒木等への対応につきましては、今後も安全確保を最優先に考えた対応を行うとともに、災害や停電時の行政の対応には限界があることや、停電に備えた自助の必要性和自主防災組織等による地域での相互支援体制の構築につきまして、厳冬期を控え、自治会回覧等により改めてお願いしたいと考えており、また、老朽空き家対策については先進地の事例を参考に対応を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新豊栄橋の完成及び開通について御報告をいたします。

十勝川水系利別川の河川改修事業に伴い、栄町2丁目と共栄町を結ぶ豊栄橋を、現在位置から約700メートル下流にかけかえる新豊栄橋かけかえ工事が平成27年10月23日に完了したことから、10月30日、午前10時より一般車両等の通行を開始することになりました。

町民の皆様への周知につきましては、10月8日付の自治会回覧や町ホームページにおいて周知をしたところでございます。

本工事は、平成22年度より事業着手し、河川管理者の北海道と道路管理者の足寄町が管理割合に応じた費用負担を行い、河川管理者の北海道が施工を行いました。

調査設計、本工事を含めた総事業費が10億9,653万8,000円のうち、足寄町負担額は4億4,890万円で、橋長180.8メートル、全幅員10.5メートルとなっており、そのうち片側に2メートルの歩道を設けております。

下部工としては、橋台2基、橋脚4基を設け、上部工は5経間連続PC-T桁で施工しており、完成後は足寄町が管理を行い、町道にかかる橋としては一番の町大橋となります。

本橋の開通により、足寄小学校の横を通行していた大型車両の交通量が減少することから、児童生徒を初め、近隣住民の安全確保や共栄町への農産物の輸送時間の短縮などに大きく貢献できるものと期待をしているところでございます。

なお、旧豊栄橋は平成27年度中に解体工事を行うこととなっており、10月30日以降は通行できなくなりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第19号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第19号専決処分の報告について（町民センター緑地公園パークゴルフ場事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題と

なりました、報告第19号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。町民センター緑地公園パークゴルフ場事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

一つ、損害賠償額、2万5,290円。

2、事故発生場所、日時等については別紙示談書のとおりでございます。

1ページの右側に示談書を添付してございますので、御参照を願います。

事故の原因でございますが、平成27年7月15日、午前8時55分ごろ、町民センター緑地公園パークゴルフ場でのプレー中に、シラカバの枝が突然折れて落下し、右肩に直撃し、打撲を負わせたものでございます。

平成27年10月5日に、示談が成立いたしましたので、損害賠償金として2万5,290円を支払うものとするものでございます。

以上で、報告第19号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これで、報告を終わります。

◎ 報告第20号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第20号専決処分の報告について〔平成27年度足寄町一般会計補正予算（第8号）〕の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告第20号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によ

り、下記のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。平成27年度足寄町一般会計補正予算（第8号）を、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。

3ページをお願いいたします。

平成27年度足寄町一般会計補正予算（第8号）歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億452万円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、報告第19号で報告いたしましたパークゴルフ場事故に伴います賠償金2万8,000円の支出計上と、その財源といたしまして同額の賠償補償保険金の歳入計上を行ったものでございます。

以上で、報告第20号の説明とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告承認第5号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告承認第5号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求め

るものでございます。

専決処分書。平成27年度足寄町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成27年10月8日、台風23号の強風により被害が発生したため、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

平成27年度足寄町一般会計補正予算（第9号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,436万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億1,888万6,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出から申し上げます。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防施設費におきまして、池北三町行政事務組合消防負担金といたしまして、461万3,000円を計上いたしました。

第11款災害復旧費、第2項厚生労働施設災害復旧費、第1目民生施設災害復旧費におきまして、下愛冠児童館屋根等の応急工事及び復旧工事といたしまして、合わせて414万2,000円を計上いたしました。

第3項、その他公共施設等災害復旧費、第1目、その他公共施設等災害復旧費におきまして、農業研修センター屋根等応急工事及び復旧工事、旧上利別中学校屋根等応急工事並びに公営住宅屋根等応急工事及び復旧工事といたしまして、合わせて561万1,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金1,436万6,000円を計上いたしました。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

11ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第5号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第5号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 議案第111号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第111号足寄町携帯電話基地局整備工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第111号足寄町携帯電話基地局整備工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年10月20日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した足寄町携帯電話基地局整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、足寄町携帯電話基地局整備工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億8,561万9,600円。

契約の相手方は、札幌市白石区菊水7条2丁目7番1号、札幌流通倉庫東ビル、株式会社ミライト、北海道支店長高橋千秋氏でございます。

工期は、平成28年3月15日でございます。

工事概要でございますが、携帯電話の不感が解消されていない上大誉地地区、上螺湾地区、鳥取地区の3地区に合わせて8基地局の整備を行うもので、各基地には地上高2.8メートルのコンクリートポールを設置いたします。

13ページに位置図を貼付しておりますので、御参照のほどお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第111号足寄町携帯電話基地局整備工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第111号足寄町携帯電話基地局整備工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第112号

○議長(吉田敏男君) 日程第8 議案第112号足寄町携帯電話基地局電気通信設備購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第112号足寄町携帯電話基地局電気通信設備購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年10月20日、足寄町財務規則に基づき随意契約に付した足寄町携帯電話基地局電気通信設備購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、足寄町携帯電話基地局電気通信設備購入でございます。

契約の方法につきましては、随意契約によ

る契約でございます。

契約の金額は、2,295万846円です。

契約の相手方は、札幌市北区北9条西2丁目4番地1、ソフトバンク株式会社東日本モバイルエリア本部北海道技術部部长吉川充氏でございます。

工期は、平成28年1月8日でございます。

購入する設備は、議案第111号で議決いただきました、工事請負契約によりまして整備する携帯電話基地局に設備する無線機など電気通信設備でございます。

15ページに設備図を貼付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

1番熊澤君。

○1番(熊澤芳潔君) 随意契約についての内容と、どうして随意契約なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長(吉田敏男君) 答弁、総務課長。

○総務課長(大野雅司君) 随意契約の理由について、御説明申し上げます。

契約は、ソフトバンク株式会社と契約をしておりますが、携帯電話につきましては他社もございしますが、ここのエリアにつきまして不感を解消していただくということに対して御理解をいただいた会社がソフトバンクのみでありまして、ソフトバンク株式会社の電波しかここの棟では電波を通じません。

ということで、ソフトバンクの通信機を設備するものでございます。

他社の通信機は設備いたしませんので、不感解消と申しましても他社の電波は通じません。

そういう意味合いで、ソフトバンク1社との随意契約となっておりますので、御理解賜

りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第112号足寄町携帯電話基地局電気通信設備購入売買契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第112号足寄町携帯電話基地局電気通信設備購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第113号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第113号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第113号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、ふるさと雇用再生特別対策推進事業の執行に関してなされました不適切な事務処理によって補助金返還に至った問題に関しまして、責任の所在を

明らかにするため町長の給料月額を減額するものでございます。

改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

附則に次の1項を加えるものでございまして、第24項としまして、「平成27年11月1日から平成27年11月30日までの間に限り、町長に支給する給料については、別表第1（第3条関係）に掲げる額に100分の80を乗じて得た額とする。」とする条項を加えるものでございます。

附則において、条例の施行を平成27年11月1日からとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第113号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第113号足寄町特別職

の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第114号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第114号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第114号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第114号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第10号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,942万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,830万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第14目企画振興費、第8節報償費におきまして、ふるさと納税謝礼といたしまして2,000万円、第25節積立金におきまして、ふるさと足寄応援基金積立金といたしまして4,000万円を計上いたしました。

第9款消防費、第1項消防費、第3目災害対策費におきまして、防災無線機器等の修繕料などの防災無線管理経費といたしまして、合わせて176万5,000円を計上いたしました。

第11款災害復旧費、第3項その他公共施設等災害復旧費、第1目その他公共施設等災害復旧費、第18節備品購入費におきまして、車庫・物置といたしまして合わせて25

0万8,000円を計上いたしました。

6ページにお戻りください。

歳入につきましては、第17款寄附金、第1項寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金といたしまして4,000万円を計上いたしました。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を2,942万2,000円計上いたしました。

以上で、議案第114号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第114号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件の質疑を行います。

8ページをお開きください。

歳出から款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

11番高橋君。

○11番（高橋秀樹君） 今回のふるさと応援の積立金4,000万円というふうになっております。

今、現状、ふるさと納税、どのような申込件数でどのくらいの金額ベースになっているのかをお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 今現在の申込件数についてお答えいたします。

9月末現在で6,675万円ほどの申し込みとなっております。

既定予算が6,000万円でございますので、この際、この補正予算でこれから3月までの分を見込みまして増額計上させていただいた次第でございます。

なお、予算額を超過しておりますが、歳入につきましては予算額を超過しても受け入れることができまして、謝礼につきましては受けてから発送するまでの時間がございまして、予算不足は現時点では発生しておりませ

ん。

以上で、御回答といたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次にまいります。

第11款災害復旧費。

7番田利君。

○7番（田利正文君） このときに、上利別の旧駅ですか、それも損壊を受けたというふうに聞いておりますが、その件についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 旧上利別駅でございますが、現在、地域の方とその扱いにつきまして協議中でございます。

と申しますのは、もう既に建築年から相当経過しておりまして、その建物を今後維持していくかどうかということについては、大変老朽化しておりますので、経費もかかりますし、将来の利用目的もございますので、現在、地域と協議中で、今は応急処置をとっている状態でございますので、御回答といたします。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、6ページにお戻りください。

歳入に入ります。

歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第114号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第114号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第115号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第115号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました、議案第115号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ100万円を追加し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ1億5,676万4,000円とす

るものでございます。

支出から御説明申し上げますので、16ページをお願い申し上げます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費の修繕費について、10月2日の強風による北区浄水場の屋根破損修繕により現行予算残額が少額となることから、今後の不足の事態に備え100万円の追加を行うものでございます。

収入につきましては、支出補正額と同額の100万円を給水収益として追加計上するものでございます。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について御説明申し上げますので、18ページをお願い申し上げます。

資本的支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備工事費の工事請負費、上水道計装装置更新工事において、常盤浄水場着水流量計が故障したことから、更新費用として383万4,000円を計上させていただくものでございます。

11ページにお戻り願います。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,631万7,000円を8,015万1,000円に、補填財源の消費税等調整額506万円を534万4,000円に、建設改良積立金3,077万9,000円を3,432万9,000円に改めるものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

11ページをお開きください。

これから、議案第115号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

12ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 14ページ、資本的支出、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第115号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第115号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成27年第5回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前11時01分 閉会